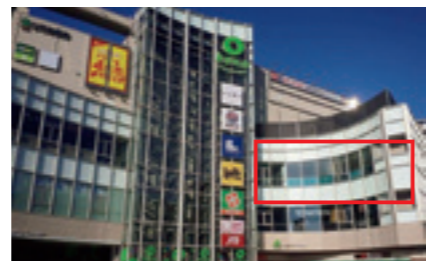


# パスポート手続が身近な場所でワンストップで可能となり、住民の利便性を向上



問い合わせ先 相模原市市民局区政支援課  
☎ 042-704-8911 <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/19032/018927.html>

旅券事務の県から市への移譲により、パスポートの申請・受取が市内の身近な場所でワンストップでできるよう取り組み、手続時間の短縮など利便性が向上し、住民からも高評価



↑駅至近のビルに設けられたパスポートセンター(赤枠の部分)  
←右奥の連絡所で戸籍謄本などを取得した後、左側のパスポートセンターでスムーズに手続可能(いずれも相模大野)

## 取組の背景 パスポートの取得に伴う二度手間や移動負担が課題に

- 相模原市では、平成10年に神奈川県が運営するパスポートセンターの出張所が開設されたものの、
  - 開設日は週1回で申請のみの受付であったため、出張所では申請機会が限られるとともに、
  - 戸籍謄本などを市役所で取得してから、県の出張所に向かい申請しなければならなかった
  - また、受取には、横浜のパスポートセンターか、厚木市の県央支所まで出向く必要があった
 など、パスポートの取得に要する二度手間と市外への移動が市民の負担になっていた。
- 従来、パスポート発給事務は、都道府県知事が行う事務とされ、市町村が実施することはできなかった。

## 取組の概要 主要ターミナル駅前に窓口を開設、ワンストップ手続が可能に

- 平成16年の旅券法の改正により、都道府県が行うパスポート発給に係る申請受付・交付などの事務が、市町村でも可能となった。このため、事務処理特例制度を活用した権限移譲について神奈川県と協議を行い、平成25年1月、神奈川県条例の改正が行われた。
- これを受け、平成25年3月に市内南部をカバーする相模大野パスポートセンターが、同年6月に市内北部をカバーする橋本パスポートセンターが、ともに主要ターミナル駅至近の利便性の良い場所に開設され、市内でパスポートの申請・受取が可能となった。
- また、パスポートセンター内に申請に必要な戸籍謄本などを発行することができる区役所の連絡所を併設し、ワンストップでの申請手続が実現した。

## 取組の成果 パスポートの手続に係る利便性が向上し、住民からも高評価

- この取組により、例えば、相模原市中央区から厚木市の県央支所への移動に約50分を要していたものが、橋本パスポートセンターへの移動時間は約25分と半減した。また、相模原市民のパスポート申請の約9割が市内のパスポートセンターで行われるようになった。
- 市民からは、「交通アクセスも良く、駅に近く大変便利」「待ち時間もなく、ストレスフリーで申請できる」などの高い評価を受けている。

相模原市民の利用状況(本所及び県央支所との比較) (単位:件)

年度・窓口	県窓口	相模大野パスポートセンター	橋本パスポートセンター	市内機関での申請の構成比
平成23年度	24,529			34.56%
平成24年度	21,132	1,043		32.47%
平成25年度	1,601	10,888	8,961	91.73%
平成26年度	1,272	9,077	10,528	93.22%

※県窓口は、本所(横浜)、県央支所(厚木)、相模原出張所を指す。

## 地方分権改革との関連

- パスポートの発給申請の受理及び交付事務は、旅券法第3条第1項及び第8条第1項の規定により、都道府県知事が行うこととされ、また、当該事務は、地方自治法第2条第9項に規定する第1号法定受託事務とされたことから、従来、市町村が実施することはできなかった。
- 平成11年7月の地方分権一括法により、地方自治法が改正され、都道府県知事の事務の一部について、都道府県条例の定めによって市町村による処理を可能とする「事務処理特例制度」が設けられた。これを受け、平成16年に旅券法が改正され、都道府県が法定受託している範囲内で旅券事務の市町村への移譲が可能となり、平成25年1月に神奈川県条例が改正され、事務が移譲された。

コラム①

## 県と市の業務改善により、最短4日まで交付期間を短縮

佐賀県

- 佐賀県は、平成18年から19年にかけて、事務処理特例条例により、旅券法に基づく一般旅券の申請受理などの事務を移譲した。現在では、県内全20市町の計21か所で窓口が開設されている。
- 移譲に当たり、県と市町の双方で事務の効率化を図るとともに、県において「作業の見える化」などの業務改善を進めた結果、申請から交付に要する日数が5日(佐賀市では4日)に短縮した。
- 市民からは、「自宅近くでパスポートの申請、受取ができ、また、申請から受取までの日数も短くなったので、便利」との評価を受けている。

交付に要する日数

	従来		現在	
	佐賀市以外	佐賀市	佐賀市以外	佐賀市
1日目	申請受付 申請書発送	申請受付 申請書発送	申請受付 申請書発送	申請受付 申請書発送
2日目	申請書到着 審査	申請書到着 審査	申請書到着 審査	申請書到着 審査 作成 1次検査
3日目	作成 1次検査	作成 1次検査	2次検査 発送	2次検査 発送
4日目	2次検査 発送	2次検査 発送	旅券到着 交付	旅券到着 交付
5日目	旅券到着 交付準備	旅券到着 交付		
6日目	交付			

【問い合わせ先】佐賀県国際戦略グループ ☎ 0952-25-7005

コラム②

## 土日・祝日を含め午後7時までの交付対応を実施

霧島市(鹿児島県)

- 霧島市は、平成20年に条例による事務処理特例制度を活用し、パスポートの交付事務の権限を鹿児島県から受け入れ、市民サービスセンター「コア・よか」にパスポート窓口を設置した。
- 市独自の取組として、仕事帰りや土日祝日も住民票、戸籍謄本などの交付が受けられるよう、年中無休で午前10時から午後7時まで交付対応を行っている(年末年始を除く)。
- 「コア・よか」利用者の49%が休日・時間外(平成26年度)である中、市民からは、「休日に利用でき、さらに遅い時間まで対応してもらえ、大変助かる」など、取組が高く評価されている。



パスポート交付で独自の取組が評価されている「コア・よか」

【問い合わせ先】霧島市市民サービスセンター ☎ 0995-46-1337